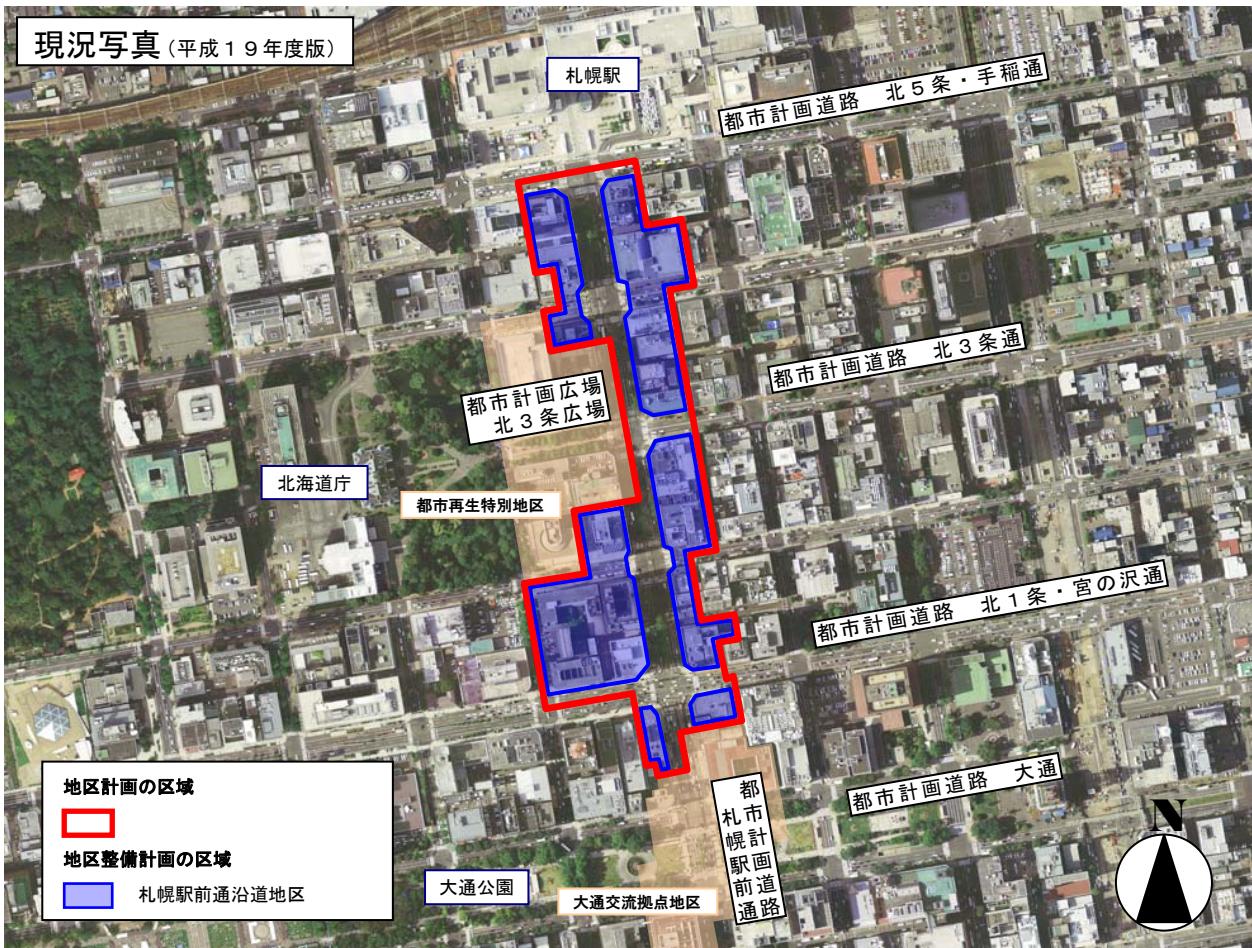


□ 札幌駅前通北街区について



1 都市計画の内容

地区計画の決定（事前説明第2号）

- 名称：札幌駅前通北街区地区計画
- 位置：札幌市中央区大通西4丁目、北1条西3丁目、北1条西4丁目、北2条西3丁目、北2条西4丁目、北3条西3丁目、北3条西4丁目、北4条西3丁目及び北4条西4丁目の各一部
- 面積：7.1 ha

2 経緯

- 当地区は、「都心まちづくり計画」において、「にぎわいの軸（札幌駅前通）」に位置づけられており、目抜き通りとしてのにぎわい、多様性、美しさの創出や、都心の楽しさを味わいながら歩くことができるストーリー性のある通りの形成を目指している。
- また、当地区は、「緑を感じる都心の街並み形成計画」において、地上と地下それぞれの魅力があいまってにぎわいを創出するメインストリートへ誘導をしている。

- ・当地区では、平成17年10月に、札幌駅前通沿道の権利者が中心となって「札幌駅前通協議会」を発足し、札幌駅前通沿道の街並みのあり方（地区計画）について検討してきた。
- ・平成19年7月には、国土交通省による「まちづくり計画策定担い手支援事業」の助成対象に選定され、地区計画の策定に向けて検討を進めてきた。
- ・作成された地区計画の素案について、提案要件を満たす関係権利者の同意が得られたことから、都市計画提案が提出された。
- ・提案の内容は、地区計画により、札幌のメインストリートとして魅力ある都心空間を創出することを目標として、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、形態又は意匠の制限などを定めるものである。

3 理由

都市計画法第21条の2による都市計画の提案を受け、その提案内容は、にぎわいを呼ぶ沿道機能の導入や重層的な歩行者ネットワークの形成などにより、都心の中心部としての骨格軸の形成を図るものであり、上位計画に即しているものであることから、都市計画の決定を行う。

(参考)

都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたって、必要とする都市計画の決定や変更を土地の所有者などが提案できる制度。

まちづくり計画策定担い手支援事業

地区計画等の都市計画提案に向けた計画素案策定に関する経費を補助する国土交通省所管の補助制度。